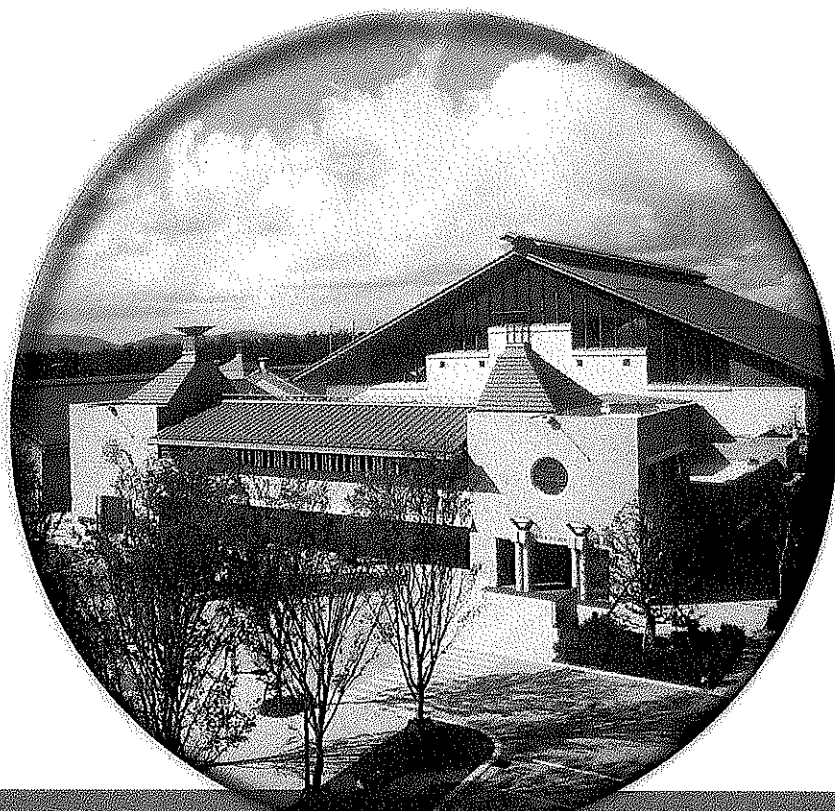




武道館の委託業務に関する事業計画
 (平成26年度～平成30年度)



公益財団法人鳥取県体育協会

は じ め に

公益財団法人鳥取県体育協会

公益財団法人鳥取県体育協会は「スポーツの普及及び健全な発展を図ることにより、県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚に寄与すること」を目的に設立されている公益法人として、永年にわたり関係団体と連携しながら、その責務を果たしてまいりました。体育施設等の管理については、本県スポーツの振興や県民の健康増進を図ることを目的としながら、鳥取県の委託を受けて管理運営を行い、平成24年度には全体で約188万人の方に利用していただいているところでありますが、この度の指定管理制度による施設管理にあたって必要に応じ他の団体と提携しながら、引き続き県立布勢総合運動公園、県立鳥取産業体育館・県営鳥取屋内プール、県立倉吉体育文化会館、県立米子産業体育館、県営米子屋内プール、県立武道館の6施設について管理運営を担い、その使命を果たしたいと考えています。

施設管理にあたっては、各施設の設置目的や指定管理者制度の趣旨であるサービスの向上、効率的・効果的な運営等を踏まえながら、公益財団法人鳥取県体育協会がかかえている組織・人的資源や今までの実績経験を十分に生かして県民の期待やニーズに応える管理運営に努める所存であります。そのために、これまでも管理・運営等に関する点検・検証を行ってまいりましたが、さらに充実を図るため、独自にモニタリング制度を導入し、具体的な計画を立て段階的に評価・改善を促しながら制度の適正化を図り、更に質の高い他に誇れる施設管理を行うことにより、鳥取県のスポーツの振興や県民の健康増進に寄与したいと考えています。



目 次

1 管理運営の基本的な考え方

- (1) 武道館の指定管理者を希望する理由・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 管理運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ①本県のスポーツの普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営
 - ②公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営
 - ③利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営
 - ④収入の確保と経費節減を図る管理運営
 - ⑤鳥取県の施策と連携した管理運営
 - ⑥地域や法人等と連携した管理運営
 - ⑦環境に配慮した管理運営
 - ⑧組織・人的資源や管理実績を活かした管理運営
 - ⑨法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営
 - ⑩職場環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営
- (3) 他の施設管理の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

- (1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組・・・・・・・・・・・・ 7
 - ①安全性を重視して武道以外にも開放された施設
 - ②誰もが利用しやすい施設づくり
 - ③施設の情報を積極的に公開
 - ④利用者の利便に寄与
 - ⑤とっとり県民の日は無料開放
 - ⑥インターンシップや中学生の職場体験学習
 - ⑦ボランティア活動を推奨
 - ⑧暴力団排除条例を踏襲し暴力団を排除
 - ⑨県外からの利用を促進
 - ⑩武道館を有する各市町村の教育委員会と協力
 - ⑪中学校授業武道必修化研修に協力
- (2) 利用者等の要望の把握及び対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - ①要望の把握方法
 - ②要望への対応方針
 - ③モニタリングの活用

3 施設管理

- (1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方・・・・・・・・・・ 21
 - ①安全対策の徹底
 - ②清潔な環境の確保（衛生管理の徹底）
 - ③施設設備の長期安定使用のための維持管理
 - ④環境配慮活動
 - ⑤LED化の推進
 - ⑥消費電力の節電
- (2) 外部委託の考え方・・・・・・・・・・ 25

4 料金設定

- (1) 開館時間の考え方と設定内容・・・・・・・・・・ 26
- (2) 休館日の考え方と設定内容・・・・・・・・・・ 26
- (3) 利用料金の考え方と設定内容・・・・・・・・・・ 26
- (4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容・・・・・・・・ 26

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

- (1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策・・・・ 27
 - ①火災・災害等防止対策
 - ②スポーツ活動における事故防止対策
 - ③不審者等防止対策
 - ④AEDの管理
 - ⑤救急用具を常備
 - ⑥安心トリピーメールを館内に表示
- (2) 緊急時の体制・対応・・・・・・・・・・ 36
 - ①火災・災害対応
 - ②事故対応
 - ③不審者等対応
 - ④蘇生法・応急手当の実施と対応
 - ⑤Jアラートシステムを活用した緊急体制
 - ⑥爆破物等脅迫事案発生時の通報連絡体制
 - ⑦PM2.5に関する注意喚起
 - ⑧差別落書きの対応
 - ⑨新型インフルエンザのパンデミック（大流行）対応
- (3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法・・・・・・・・ 47

①苦情、トラブルの未然防止策

②苦情、トラブルに対する対処方法

6 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報保護への対応	49
(2) 情報の公開への対応	49

7 武道の普及振興

(1) 武道の普及振興の考え方	51
(2) 武道の普及振興に係る事業	52
①武道教室の充実	
②大会誘致及びトップアスリートの招へい	
③競技団体や関係団体が行う強化合宿や講習会の支援	
④障がい者・高齢者スポーツ活動支援	
⑤出張指導	
⑥鳥取県との連携	
⑦ボランティア指導者活用	

8 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織	70
(2) 職員の職種等	70
(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針	71
(4) 日常の職員配置	72
(5) 人材育成	73

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

..... 77

10 委託、工事請負の発注予定

..... 77

11 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用	78
(2) 男女共同参画推進企業の認定	78
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS)	
I 種またはII 種規格認定等	78
(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結	78

12 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画	79
(2) その他	79
①指定管理機関5年間事業展開	
②社会貢献について	
③交通規制遵守への取組について	
④許可の手続き	
⑤スポーツ安全保険の提供	
⑥忘れ物保管方法等の徹底	
⑦人権に配慮した施設運営	
⑧適切な会計処理	
⑨保険への加入	
⑩館内の禁煙	
⑪健康づくり応援	
⑫管理運営の効果的な実施	
⑬守秘義務の遵守	
⑭内部会議による管理運営効率の向上	
⑮地産地消型の施設運営	
⑯駐車場の使用料	
⑰鳥取県体育協会職員が保有する資格等について	
⑱武道館平成24年度施設所管課による業務点検評価結果	

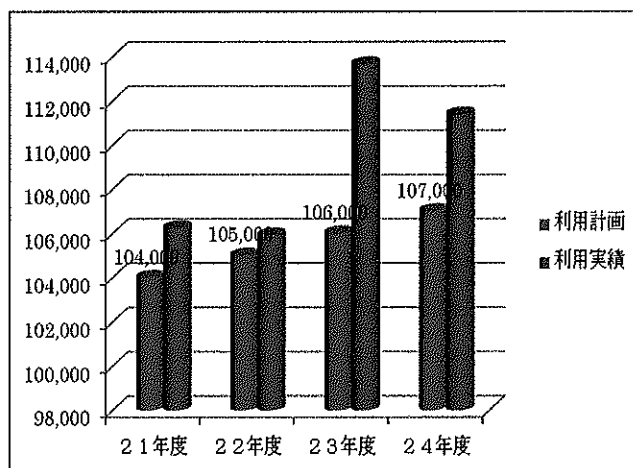
1 管理運営の基本的な考え方

(1) 武道館の指定管理者を希望する理由

私たち公益財団法人鳥取県体育協会は、「スポーツの普及及び健全な発展を図ることにより、県民の体力の向上及びスポーツ精神の高揚に寄与すること」を目的に設立された公益財団法人です。競技団体を始めとした64の加盟団体を抱えており、これら関係機関と連携の上、事業展開を行っています。

県立武道館についても、施設管理とスポーツの振興等を一体的に行うという考えのもと平成12年9月に開館以来、鳥取県の委託を受け継続して当協会が『武道館から伝えよう！心豊かにたくましく』を合言葉に管理運営を行い多くの県民に利用していただいています。

平成21年度から平成24年度は毎年10万人を超えています。



	利用計画	利用実績	増減
21年度	104,000	106,233	2,233
22年度	105,000	105,911	911
23年度	106,000	113,649	7,649
24年度	107,000	111,366	4,366

私たちは、各武道及びスポーツを専門とした職員を活かし管理運営をしています。各種教室を開催し、武道を通じての青少年の健全育成また生涯スポーツとしての役割を担って施設運営を行っています。武道だけでなく運動を通じ健康で豊かな活力のある生活を県民に提供するため、健康運動教室も実施します。学校体育だけでなく、社会体育として子供たちの成長を育んでいます。

そして、地域スポーツ振興のため各種スポーツ大会で審判等を派遣します。地域活性化のため、外部指導者として学校へ職員を派遣しています。

武道活性化のため各種武道大会を開催し青少年の親睦交流、競技力向上の場として開催しています。また、武道指導者を育成するため指導者養成講習会を開催して指導力の向上をはかっています。

武道の拠点施設として各武道連盟と連絡調整をとり、スムーズな大会運営に協力をしています。平成23年度には競技団体と協力し中四国ブロック柔道フェスタを誘致し、世界大会で活躍している選手を(公財)全日本柔道連盟から派遣していただき盛会に開催しました。

そして、武道に適した環境を利用者へ提供するため、専門職員による日常の点検・管理のなかで安心安全で事故のない施設運営を目指してします。安全性を重視して小道場にあ

1

る畳の隙間埋めや畳裏面の滑り止めシートを設置しました。

2

利用者の視点に立ち、弓道場へ冬場の練習に対応するため武者窓を設置し利用者のニーズに対応しています。

3

利用者とコミュニケーションをとりながら施設運営を行い、より快適な施設づくりを行っています。

4

5

全国で武道の中心施設である（公財）日本武道館が組織する全国都道府県立武道館協議会とのネットワークを活かし中央から一流の講師を招き講習会を開催し、最先端の指導方法・情報を提供していきます。

6

7

平成24年度から完全実施となった中学校保健体育授業での武道必修化にともない指導者研修会を開催しています。この事業は鳥取県教育委員会と連携をとり、中学校保健体育の先生に参加できる環境をつくるため各学校への配慮をしていただき講習会を開催しました。中央から専門講師を招き武道経験の浅い先生にも分かりやすい授業の進め方・指導の仕方など実技を通じながら行いました。

8

9

10

県内の武道施設を有する市町村教育委員会等で組織する鳥取県公立武道館協議会の幹事施設として各武道館の活性化に努めています。市町村の武道館へ講師を派遣し子供たちに指導し、武道の普及振興を行っています。

11

12

県立武道館の施設維持管理だけではなく、鳥取県の武道を普及振興するため職員一丸となり全力で取り組んでいます。そして競技力向上など武道拠点施設として様々な面で大きな役割を果たしていきます。

管理運営

管理運営ではセーフティ（事故・災害防止）・コンプライアンス（法令遵守）・エコロジー（環境保護）の3つを基本に地域に密着した運営を行っています。

このようなことから他の管理者ではできない武道館管理運営そして地域貢献を行っています。

以上のことから今後も、公共サービスに携わる事業者として、基本原則である公共性・公平性の理念を迫及していき、「鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例」を再度理解の上、施設の管理運営をと
おして地域の活性化、県民の豊かで潤いのある生活に寄与するため、平成26年度からの指定管理者制度において、引き続き鳥取県立武道館を担当させていただきたく関係書類を提出します。



(2) 管理運営の方針

私たち公益財団法人鳥取県体育協会は、公共施設の運営に携わる者として、県民（利用者）に対して「安心」「安全」「信頼」を提供する義務があります。

子ども・高齢者・障がいのある方すべての県民の皆様に喜んで利用していただくために、万全な事故等の予防管理と緊急時の危機管理体制の確立をすべてにおいて最優先として管理していきます。

また、「鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例」に基づき、公共施設としての設置目的や意義を尊重した運営・サービスの提供を行います。

更に、私たち公益財団法人鳥取県体育協会のノウハウを導入し、以下の12項目を重点項目として質の高い運営を迫及していきたいと考えています。

①本県のスポーツの普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営

- ・公益財団法人鳥取県体育協会の加盟団体や鳥取県教育委員会を始めとした関係機関との連携・協働により、本県の生涯スポーツの普及・振興や競技力の向上に取組みます。
- ・施設の機能を十分に発揮しながら、利用者のニーズに応じたサービスを提供します。
- ・武道関係団体等と連携して、各種大会やイベント等の開催・誘致等に取組みます。
- ・県民が健康で心身共に豊かな暮らしができるよう鳥取県教育委員会等の関係各所と連携をとり、指導者・保護者・学校そして地域と一体となりスポーツが好き・運動が好きな子供を育てるよう協力していきます。



- ・鳥取県が包括提携を行っている事業で武道普及振興につながる事業を取り入れて協力していきます。

②公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営

- ・施設利用申込マニュアル（別紙1）に従って公平に利用していただくとともに、利用内容によっては事前に調整会を行うなどして多くの方に利用していただけるよう、また、各種大会、行事等が円滑に開催されるよう努めます。

ただし、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき等の場合は、利用を許可しないことや利用の制限を行います。



- ・利用者が施設を利用する上で必要な指導・助言及び付属設備、備品の準備並びに使用方法と注意事項の説明等を行います。
- ・インターネット等による迅速で公平な利用システムを進めるとともに、各施設間で調整を行うなどして各種大会等が円滑に開催されるようにします。
- ・利用者にとって安全で快適な施設であるため、職員による巡視・監視や施設設備の点検、専門業者による検査等を徹底します。
- ・事故や災害の発生を想定したマニュアルを作成するとともに、その訓練を行い万が一の場合に備えます



③利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営

- ・施設の機能を十分に発揮しながら、利用者のニーズに応じたサービスを提供します。
- ・各競技団体等と連携して、各種大会やイベント等の開催・誘致等に取り組めます。
- ・子ども達がトップアスリートに触れることにより、夢や感動を与えられる機会を提供していきます。
- ・65歳以上の人口が20%近くを占める超高齢化少子化社会を迎え、医療費や介護費が増加しています。運動を通じて楽しく健康で日頃の生活ができるよう高齢者等を対象としたスポーツ教室を開催するなど、県民が気軽に楽しめる管理運営に努めます。
- ・整理整頓にはじまり、利用者に快適な環境を提供するよう花を飾るなど気持ちの良い施設を目指します。



④収入の確保と経費節減を図る管理運営

- ・スポーツ教室を拡充し、教室参加料の確保に努めます。
- ・利用者の増加を図るため、関係団体等直接出向く等積極的な営業活動を行い、利用料の確保を図ります。
- ・清涼飲料水等の自動販売機やスポーツ用品の販売等による手数料の確保に努めます。
- ・職員全員が節電、節水を始めとして、あらゆる経費の節減に向けた取り組みを行います。
(鳥取県版環境管理システムの徹底、節電・節水の徹底等)
- ・利用者にも可能な限り経費節減への理解と協力を求めます。

⑤鳥取県の施策と連携した管理運営

- ・鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。
- ・鳥取県が開催する大会、行事等については、他の利用者と調整を図りながら円滑な開催に努めます。
- ・災害が発生した場合には鳥取県や米子市と連携体制をとり適切に対応します。

⑥地域や法人等と連携した管理運営

- ・地域の声を反映する施設管理に努め、地域の活性化に貢献します。
- ・地域ボランティアやNPO 法人と連携した施設の美化活動等に取組みます。
- ・大会等で武道館駐車場が満車となる場合は隣接する米子ゴルフ場と弓ヶ浜公園と連携をとり、駐車場の確保に努めます。



⑦環境に配慮した管理運営

- ・鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）を実践し、環境に配慮した管理運営に努めます。



⑧組織・人的資源や管理実績を活かした管理運営

- ・長年にわたる施設管理をとおして蓄積した経験・ノウハウを生かした管理運営を行います。
 - ・利用者や関係団体からお聞きしている意見、要望に応える管理運営を行います。
 - ・公益財団法人鳥取県体育協会として多くの加盟団体や専門的知識・技術を有する人材を抱えている特性を十分に発揮して管理運営を行います。
- 武道館においては、武道関係職員を配置していますのでその特性を発揮して武道教室など開催することにより、武道の普及振興を図ります。

⑨法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営

- ・研修等を徹底して、すべての職員が個人情報の適切な管理等、法令を遵守した管理運営を行います。
- ・各施設でPDCA サイクル（注1）により自己評価を行うとともに、外部の方による評価委員会を設置して管理運営に関する意見を頂きます。
- ・公益財団法人日本体育施設協会に施設全体の評価を依頼し、公平で適切な評価システムを設けます。

※注1・・・計画（plan）・実行（do）・評価（check）・改善（act）の頭文字を使った継続的な業務改善を推進する手法

⑩環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営

- ・優秀な職員確保やモチベーション（意欲、士気）の向上のため、継続雇用を柱とした任用に努めます。
- ・男女共同参画推進企業の認定を受ける等して、育児や介護を積極的に支援します。

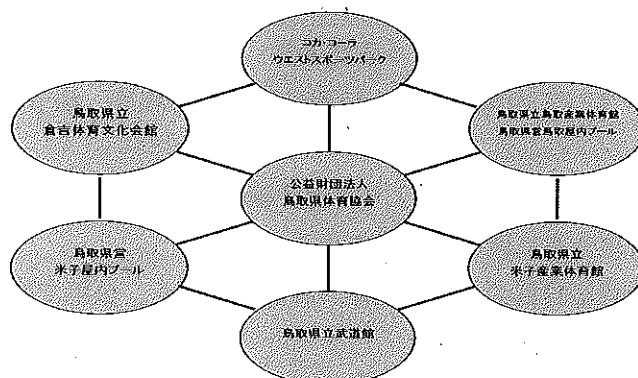
⑪清潔で安全・安心な施設を利用者に提供します。

- ・整理整頓にはじまり、利用者に快適な環境を提供するよう花を飾るなど気持ちの良い施設を目指します。

(3) 武道館実績及び関連施設管理の実績

施設名	平成 年度			管理期間	平成 25 年 7 月時点 スタッフ数 (人)
	利用者数 (人)	教室数	教室 参加数 (人)		
コカ・コーラウエストスポーツパーク (布勢総合運動公園)	1,154,020	34 教室	延 23,007	平成 7 年～平成 17 年 県から受託管理 平成 18 年～ 指定管理者	20
		41 回	延 13,427		
鳥取産業体育館 鳥取屋内プール	151,182	21 教室	延 2,220	平成 11 年～平成 17 年 県から受託管理 平成 18 年～ 指定管理者	15
		14 回	延 5,224		
倉吉体育文化会館	227,056	17 教室	延 4,288	平成 11 年～平成 17 年 県から受託管理 平成 18 年～ 指定管理者	9
		20 回	延 3,190		
米子屋内プール	93,124	15 教室	延 18,003	平成 11 年～平成 17 年 県から受託管理 平成 18 年～ 指定管理者	10
		0 回	0		
米子産業体育館	142,703	15 教室	延 7,630	平成 21 年～指定管理者	9
		5 回	延 570		

これらの施設と連携した管理運営を行い、施設管理と一体となった本県のスポーツ振興に取り組めます。



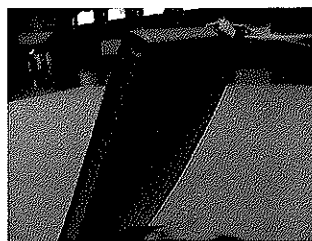
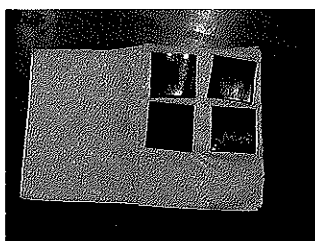
2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

①安全性を重視して武道以外にも開放された施設

職員の専門知識を日常の巡回・点検に活かし、危険を予測し防止します。

ア) 主道場畳使用時に安全性を向上させるため畳滑り止めシートを使用し、畳の隙間でのケガを減らします。



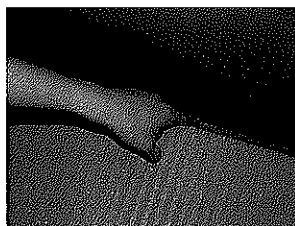
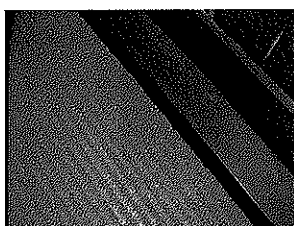
イ) 利用者の利便性、安全性のため弓道場のシャッターは職員で開閉します。



ウ) 冬場の寒さや雪・雨の雪吹き込み対策として弓道場武者窓を活用します。



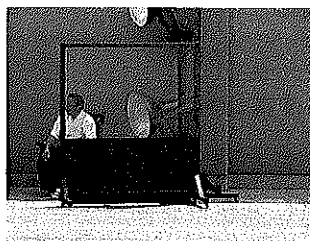
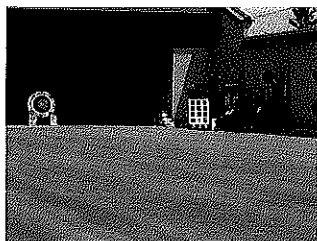
エ) 安全性を重視し、日頃の巡回・点検を行いのケガ防止に努めます。



小道場 (1) 隙間埋め後

隙間有

オ) 弓道場で誤射があった場合に備え、防矢壁を設置します。



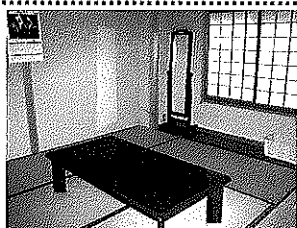
カ) 利用前に利用者に施設、用具の使い方について説明し、安全に利用いただきます。



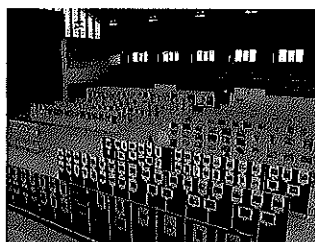
キ) 会議室、研修室を着付教室、ヨガ教室などの文化活動等の場所として提供します。



ク) 和室の師範室(1)～(4)・相撲場控室を、10名程度の打ち合わせ・勉強会等の利用場所として提供します。

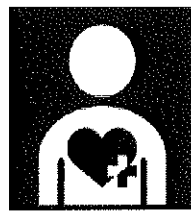
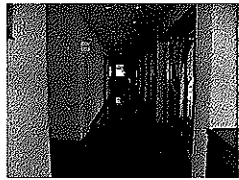
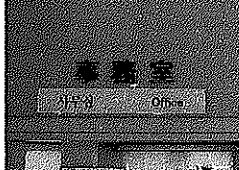
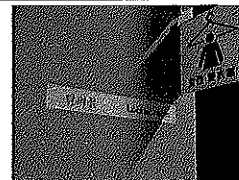


ケ) 各道場を、武道振興に支障がない範囲で親子活動や体操教室そして、文化活動等にも提供します。



②誰もが利用しやすい施設づくり

利用しやすい施設にするためユニバーサルデザイン化を進め、障がい者、高齢者にやさしい施設づくりと運営を目指して、次のような取り組みを行います。

《筆談対応の意思表示「耳マーク」の設置》 耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出いただけるように受付に表示します。 また、全職員が手話講習を受講し、簡単な挨拶を交わすなどの応接を行います。	
《目に見えない障がいに優しい「ハートプラスマーク」の設置》 ハートプラスマークを掲示し、内部障害者・内臓疾患者といった「目に見えない障がい」を持つ方が安心して利用できるように配慮します。	
《障がいのある方に対する心のバリアフリー》 内閣府障害者対策本部の「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を参考に、障がいのある方に心のこもったサービスを提供します。	
《利用の注意事項の外国語版の作成》 利用案内については、英語・韓国語の2種類を作成し、外国人利用者への対応をスムーズに行うことができるようにします。	
《ピクトグラム等の活用》 誰もが一目で施設や施設設備を理解できるようにわかりやすいピクトグラム等のサインを活用します。	
《あいサポート運動（障がい者サポーター）》 様々な種別の障がいを知ることからはじめます。障がいを知ることにより、障がいのあるかたが日常生活で困っていることを理解します。そして、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践します。	
《介助犬ステッカーを貼付し、安心して介助犬と入館できる環境をつくります》 目の不自由な方が安心して介助犬と入館できるよう、正面玄関・道場入口・2階会議棟入口に貼付しみんなが利用しやすい環境を提供します。	

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

サービス提供

1

2

3

4

5

6

7

8

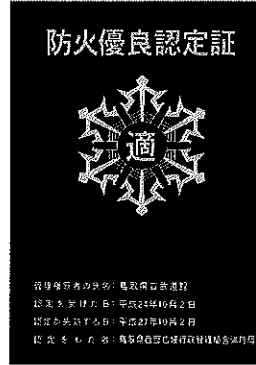
9

10

11

12

サービス提供

《「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証」を正面玄関に表示しています》 鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証を表示し、すべての方々が安心して利用できる施設にします。誰でも安心して利用できる施設を目指し、福祉のまちづくり条例整備基準に適合しています。	
《車いすコーナーを設置》 車いすコーナーを設置し必要な時に、いつでも誰でも使えるようにします。	
《消防特例認定》 防火対象物点検の対象となる防火対象物のうち、一定期間、消防法令の遵守状況が優良であると認められる防火対象物を、消防長又は消防署長は一定期間、防火対象物の点検報告義務を免除する防火対象物として認定（特例認定）されています。	
《除雪作業》 冬場の積雪がある場合は、利用者の歩行に支障がでないよう職員で除雪作業をおこないます。	

③施設の情報を積極的に公開

施設の概要・武道教室・イベント開催等の情報提供を武道館ホームページやチラシなどにより学校や地域などに向けて発信します。更に、施設で行われた事業や県内の武道関係の情報については以下の新聞や館報でより詳しく情報提供していきます。

- ・武道館新聞（毎月1回発行ホームページにも掲載）
- ・武道館報（年1回発行）
- ・鳥取県立武道館ホームページアドレス

<http://www.budoukan.jp/>



④利用者の利便に寄与

清涼飲料水の自動販売機を館内外15ヶ所に自動販売機を設置し、利用者のニーズに答えます。

また、ユニバーサルデザインの自動販売機と併せて、災害時避難場所であることの認識を持ち、災害時無料提供自動販売機を設置し、万が一の大規模災害が発生した場合に備えます。(アルコール類・たばこ・青少年に有害な書籍・玩具等・ゲーム機は設置しません。)



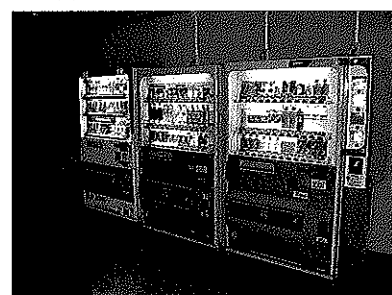
自動販売機の売上金の一部を障がい者団体へ活動資金として寄付を行います。

平成25年3月19日 障がい者4団体へ寄付

- ・米子市身体障害者福祉協会
- ・米子市肢体不自由児父母の会
- ・鳥取県視覚障害者福祉協会
- ・米子市手をつなぐ育成会

※自動販売機設置計画

設置場所	種 類	台 数
正面玄関入口前植栽周り	清涼飲料水	5台
道場入口公園側	〃	2台
主道場入口	〃	3台
館内自販機コーナー	〃	3台
2階研修室前	〃	1台
観客席入口	〃	1台
合 計		15台



サービス提供

- ・主道場前エントランスでは、ユニバーサルデザインの誰もが利用しやすい自販機を設置します。

- ・武道用品等を販売し、利用者の利便を図ります。

柔道着、剣道防具・竹刀などの武道用品購入の取りまとめを行い業者に発注することにより、安価で利用者が購入できます。(手数料等はいただきません。)

⑤とっとり県民の日の無料解放

毎年9月12日のとっとり県民の日、9月の第2土曜日及びその翌日は無料開放とし、多くの方に利用していただきます。

なお、県民の日の趣旨を周知するため、その趣旨を無料の案内とともに掲示します。

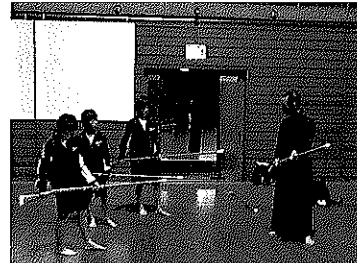


⑥インターンシップや中学生の職場体験学習

就職・転職のミスマッチをなくすため、インターンシップ生として受け入れをします。武道館施設管理や武道体験を通じ、コミュニケーション能力や挨拶・礼儀を身につけます。



中庭整備



武道体験

⑦ボランティア活動を推奨

利用者と共に施設を大切にしていきます。
ボランティア活動を通じ、自ら活動する青少年育成の場として協力します。



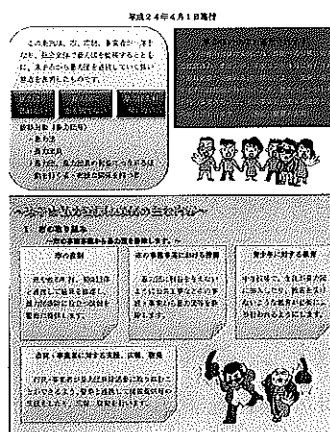
武道館周辺清掃



小道場（1）畳上げ清掃

⑧暴力団排除条例を踏襲し、暴力団を排除

鳥取県から暴力団を排除していくための基本理念を定め、県、県民および事業者の役割などを明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団排除を推進します。県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。



⑨県外からの利用を促進

大学合宿等を誘致し、武道館の利用促進をすると共に、皆生温泉の活性化を図ります。
また、県外からの合宿助成金制度をホームページで紹介します。



⑩武道館を有する各市町村の教育委員会と協力

県内武道の活性化のため、鳥取県公立武道館協議会幹事施設として、武道館を有する各市町村教育委員会と協力します。

全国都道府県立武道館協議会 加盟武道館名簿				
〔平成24年4月28日改定〕 〔平成25年4月28日現在 43都道府県48館〕				
〔事務局〕	〒112-8532 東京都千代田区千代田2-2-9 日本武道館5F 5F502号室 担当 渡辺 隆 TEL (03) 3216-3232 FAX (03) 3216-3117 E-mail jgpbudo@budo.or.jp			
有馬	鳥取県鳥取市 〒680-0001 鳥取市中央2-1-2 鳥取県立武道館 TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	〔会派〕 鳥取県 〔代表〕 渡辺 隆	TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	令和2年7月10日
可成	鳥取県鳥取市 〒680-0001 鳥取市中央2-1-2 鳥取県立武道館 TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	〔会派〕 鳥取県 〔代表〕 渡辺 隆	TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	令和2年7月10日
鳥取	鳥取県鳥取市 〒680-0001 鳥取市中央2-1-2 鳥取県立武道館 TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	〔会派〕 鳥取県 〔代表〕 渡辺 隆	TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	令和2年7月10日
鳥取	鳥取県鳥取市 〒680-0001 鳥取市中央2-1-2 鳥取県立武道館 TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	〔会派〕 鳥取県 〔代表〕 渡辺 隆	TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	令和2年7月10日
鳥取	鳥取県鳥取市 〒680-0001 鳥取市中央2-1-2 鳥取県立武道館 TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	〔会派〕 鳥取県 〔代表〕 渡辺 隆	TEL (085) 222-1111 FAX (085) 222-1112 E-mail budo@budo.or.jp	令和2年7月10日

鳥取県公立武道館協議会活動紹介

鳥取県公立武道館協議会（鳥取県立武道館14施設）では、財団法人日本武道館との共催で行っている地域社会武道指導者研修会、地方青少年武道錬成大会の2つの共催事業、鳥取県内の武道普及・振興事業（鳥取県内での教室や講習会等の開催）などの活動をしています。

●財団法人日本武道館共催事業

地域社会武道指導者研修会

柔道 ●期 日 平成24年5月19日（土）～16日（日）

場所 鳥取県立武道館
中央講師 渡野 哲男 七段・高橋 隆司 六段
地元講師 足立 富士夫 五段・大坪 正雄 四段

弓道 ●期 日 平成24年6月16日（土）～17日（日）

場所 鳥取県立武道館
中央講師 澤田 忠 範士八段・水吉 加代子 教士八段
地元講師 齋木 幸雄 教士七段

地方青少年武道錬成大会

相撲 ●期 日 平成24年6月22日（金）～24日（日）

場所 鳥取城北高等学校相撲場
中央講師 小林 利博 四段・平野 昭二 四段
地元講師 小村 仁志 五段・栗田 賢博 四段

銃剣道 ●期 日 平成24年7月14日（土）～16日（月）

場所 鳥取県立武道館
中央講師 井澤 誠男 範士八段・松田 健治 範士八段
地元講師 上高 淳 範士九段・南友 真治 範士八段

●県内出張武道教室



今回は西的町で柔道の出張教室を開催しました。

平成24年度鳥取県（伯耆町）柔道教室

●期 日 平成25年2月11日（日）

●講師 山口 勝義 七段（鳥取県柔道連盟）

⑪ 中学校授業武道必修化研修に協力

中学校授業で武道が必修化となり、県教育委員会と協力し、経験の浅い教員も含め、安全に授業が行えるよう協力します。

鳥取県(米子市)地域社会柔道指導者研修会 | 「中学校武道必修化」関連事業 | (...) 1/3 ページ

NIPPON BUDOKAN official web site

HP内検索エンジン

検索

HOME | 日本武道館について | 武道振興事業 | 武道学園 | 書道事業 | 出版事業 | 宿泊研修施設

武道振興事業

トップページ>地域社会武道指導者研修会>「中学校武道必修化」関連事業>鳥取県(米子市)地域社会柔道指導者研修会

武道振興事業トップ

武道行事

全日本少年少女武道錬成大会

地方青少年武道錬成大会

全国武道指導者研修会

地域社会武道指導者研修会

中学校武道授業指導法研究事業

開館式・武道始め

日本古武道演武大会

国際武道文化セミナー

(International Seminar of Budo Culture)

日本武道館大道場

武道行事日程一覧表

振興事業関係団体

日本武道協会の

全国都道府県立武道館協議会

日本古武道協会

DVD貸出

武道DVD貸出作品一覧表

その他

お問合せ先



鳥取県(米子市)地域社会柔道指導者研修会

期 間 6月19日(土)～20日(日)

場 所 鳥取県立武道館(米子市西三柳3192-14)

参 加 者 67人(19日は約35人)

派遣講師 浅野哲男(公益財)全日本柔道連盟教育普及委員会副委員長

高橋健司(公益財)全日本柔道連盟審判委員会委員、中学校武道必修化対策

チームメンバー

回 概 要

鳥取県では23年度も同時期、同じ柔道で特化型研修会を行っており、2年連続の実施となった。

19日の参加者中約10人が教員、更にその凡そ半分が保体科で、白帯の女性も混じっていた。また外部指導者も約5人参加した。

開会式、「従うべき指導法の展示ではなく、1つの提案をするので生かして欲しい。会の流れを止めても構わないので疑問が無くなるまで質問して欲しい」と浅野講師が挨拶で抱負を述べ、その趣意に沿い、既に年度に入った「武道正課授業」指導の実質を造った研修内容になった。

はじめに吉田剛幸県教委スポーツ健康教育課係長が、県の武道必修化の実情に話し講話を行った。

採用種目は柔道75%、剣道25%、相撲1校(複数採用あり)で、県西部は柔道が多く、東部は柔・剣道半々。外部指導者導入に備え、人材バンクのリストアップも柔道12人、剣道20人ほかに警友会という警官OBで完了している。また県下全校に、全柔道「授業づくり教本」と全剣道「授業の展開」12冊を配布したうえ、更にそれら2書の詳細緻密な内容を考慮し、簡単に自分の 知りたい箇所に引き当るよう「手引の手引」とも言うべきダイジェスト本(A4 46ページ)を作りやはり全校に配ったと報告し、ケガをしないような大きな成果を結んだ。

講師2人は中学校の教育現場での経験が長く、また中学時代の師(浅野)弟(高橋)の関係でもあり、時間によって分世するのではなく、得意分野になると臨機応変に相互に譲り合って指導した。

参加は高段者から全くの初心者までを含むため、習熟度に合わせ常で色分けをし、安全な実習に配慮した。

浅野講師は、昨今叫ばれている柔道の危険性について、事故の内容が精査され真の原因が合理的に突きとめられているとは必ずしも言い切れず、従って隠して受け身だけの授業になってしまうことなく、全力で攻防を展開する面白さを伝えて欲しいと語り、併せて柔道がまず受け身から習う、負ける(投げられる)ことから始まる事の真の意味を伝えて欲しいとも述べた。これに沿って実技でも、まず生徒の位置取りを要の境目の線を使って間隔を十分取らせる、仰向けに寝て手だけを打つ受け身から次第に高くしていく、2人1組で行う場合も転がす(投げ)る)方の動作が投げ後に発展して行く、2人組んで回りながら足技を出すなど、未経験中学生の視点に立った実地の指導法を研修した。安全指導の講義では、長野、大阪などの事例を挙げ、現在指導者に何が求められているか、習熟度をおこななければならないかを、生徒の観察、文書作成、保険加入、掲示物など様々な局面に亘って説明した。質疑応答では「受け身を取る時の足の使い方について」「指導における生徒間の体格・身体能力差への対応について」などの質問が出、講師からはそのまま指導に活用できる回答が示された。

高橋講師は現職として指導している豊富な経験から、受け身を相対動作で練習する事を通して「持ちつ持たれつ」の柔道の理合いを自然に学ばせる、手足が無くても生きていく人はいないが頭が無い人はいないと頭部を守ることの大切さを学ばせる。性的接触と誤解されることを避けるため、女子指導における言葉の重要性を知る、自分は前回り受け身は技の攻防の中で使わないので教えない等々、具体的な指示・話題を随所に挟んだ。またこれまで講義館で伝統的に用いられてきた用語と学習指導要領等に出て来る用語との違いを特に時間をとって説明した。

2日目は審判法を中心に研修した。高橋講師が主に担当し、豊富な審判経験から、実際の試合での得・失点の解釈、試合開始線の必要性、ジャッジの役割と実際、足取り禁止に至った経緯、欧州審判の実状、現IJFの指

鳥取県(米子市)地域社会柔道指導者研修会 | 「中学校武道必修化」関連事業 | (... 2/3 ページ

地域社会武道指導者
研修会速報

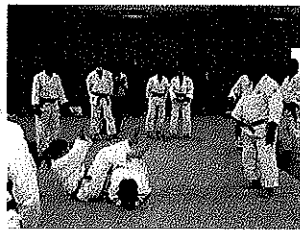


詳しくはこちら>>

導の仕方、試合中の柔道衣の乱れ、場内外の判定等々について、笑いを誘いながら精力的に解説。午後は現役中学生モデルチームによる模擬試合をサンプルケースに、実際の試合で見られる諸問題の説明を行った。

ある男子保体科教員の参加者は、専門はバスケットボールで白帯。自校には畳があり、柔道衣も上だけだが揃っている。柔道部が無いので授業でもその支援が期待できないが、他教科教員に黒帯の者がいるので場合によって協力を求めたい。今の子供たちにとって「他人と触れ合う」という貴重な時間であるし、礼を教えられる時間でもあるので大切に考えている。女子も以前、柔道を経験させたら、熱心に面白がってやっていたので、期待できるころは大いと思うと話した。

別の男子教員は野球が専門、大学時代に黒帯はとったがそれっきり「ペーパードライバー」だったので受講した。口には出さなかったが本人の平癒えがあったようだった。



受け身の練習法
浅野講師(右から2人目)と高橋講師(右端)



開会式、県教委吉田係長のお話



この姿勢から腕を引いて横受け身の練習



「足はここまで」と浅野講師



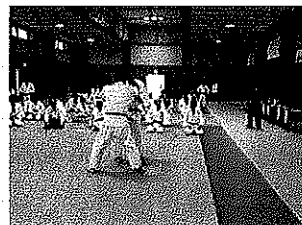
審判法講義の高橋講師



前回り受け身の矯正法を指導する浅野講師



「場外」の判定を研修する



「反則」の判定を研修する

<http://www.nipponbudokan.or.jp/shinkoujigyou/24/tottori01.html>

2013/07/06

【日本武道館ホームページより】

サービス提供

教員の指導力向上急務

新学習指導要領に沿って、来年4月から中学1・2年の保健体育で武道が必修化されるのに備え、県内では武道経験の浅い保健体育教員の指導力向上が急務

中学の保健体育「武道」必修化へ

となっている。生徒のけがを心配する学校は少なくなく、研修の強化や武道経験者の支援が不可欠だ。

(米子総局報道部・藤井俊行)



「初心者だから生徒にけがをさせてしまった、では済まない」。赤い帯を巻いた米子市立福米中の安山沙織教諭(31)は、けがのない授業を強く意識。研修では受け身の練習に力を入れた。

5月14日、米子市の県立武道館であった日本武道館主催の柔道指導者研修会。有段者49人に交じって中学教員10人が参加した。うち6人は段位を持たない白帯。指導者から「より目立つように」と白帯の上に赤い帯を巻かれ、受け身や技の基本動作を教わった。

赤い帯を巻いて柔道の研修を受ける保健体育教員。指導力の向上が急がれる。



生徒のけが心配 研修強化や経験者支援を

多くの素人 なかった。来年4月から、保健体育教員だが、武道に詳しくない。県内60校のうち44校は、柔道、16校が剣道、1学での教員免許取得時に、剣道や柔道を履修しては、校が相手を必修にする。授業を受け持つのは保

武道の必修化 改正教育基本法にある「伝統と文化の尊重」の理念を反映させるため、新学習指導要領に盛り込まれた。対象となる競技は剣道、柔道、相撲、空手道など。武道は現在、中学1・3年の選択授業(ダンスを含む)となっている。

袖を通すのは部活動顧問などに限られる。学校現場では技術指導不安視する声が多い。県教育委員会によると、県内の中学校で、保健体育の授業中に発生する病

院治療を伴うけがは年間約400件。このうち柔道は1割に上り、けがの多いのは授業内容、多さが指摘されている。このため県教委は09年度から3年間で、教員約150人に武道研修への参加を義務付けた。09年度の受講率は1回だったが、参加希望が多いことから10年度は2回に、11年度は柔道研修のみ3回に増やした。併せて、柔道場のない学校の体育館に敷く畳を用意するなど、施設面の整備も急ぐ。

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

一人でも多くの利用者の声を収集し、管理運営に反映します。

①要望の把握方法

- ・窓口対応の中での聞き取りや年数回のアンケート、意見箱（常設）、ホームページ等により利用者の要望を把握します。
- ・相談窓口を設置して、さまざまな相談に応じます。
- ・他の施設の利用状況を調査し、参考とします。
- ・職員が自ら施設を利用し、利用者の立場に立った視点を持ちます。

利用者の声の把握と対応

(ア)「意見箱」の設置

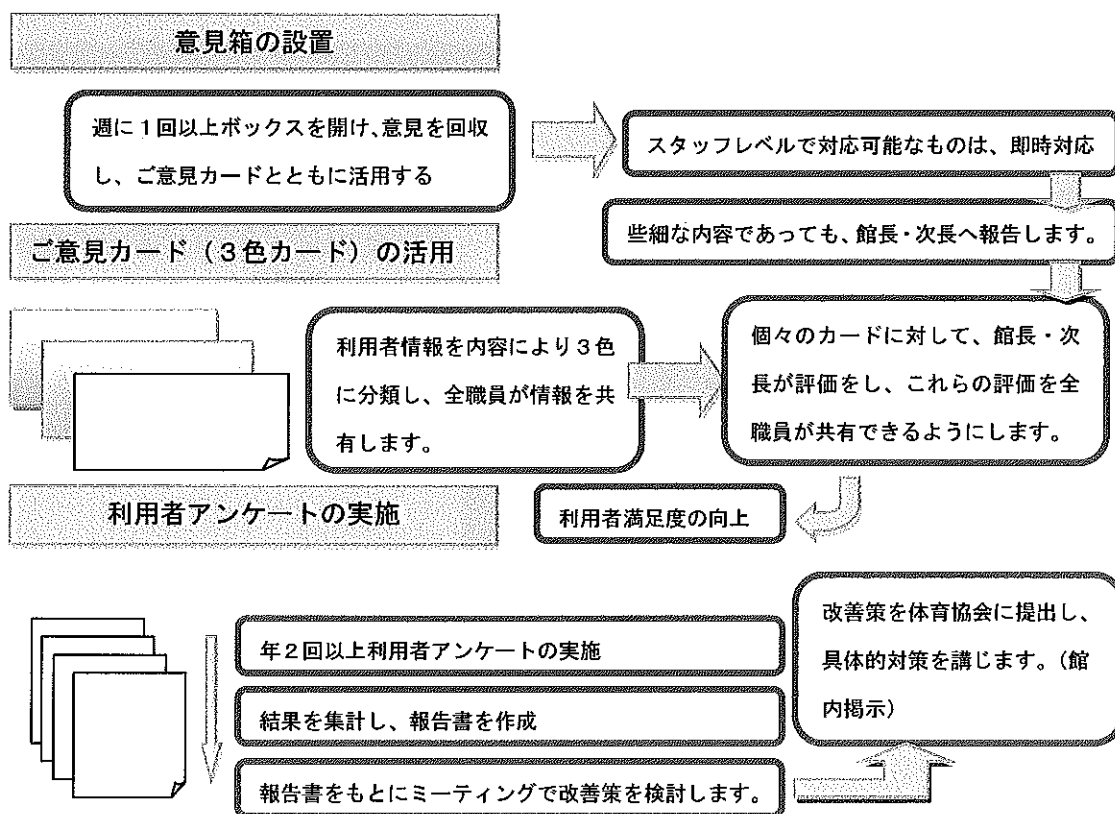
直接スタッフに申し出がない意見も、個人を特定せずに書き込める「意見箱」を設置し、1週間に1度ボックスを開き、意見について検討し、対応できるものについては即時対応します。

(イ)「ご意見カード（3色カード）の活用」

直接職員に申し出があったご意見は、3色カード（赤＝クレーム、青＝良いこと、白＝その他）に分類し、検討します。

(ウ)アンケートの実施

セルフモニタリングとして、アンケート調査による意見収集を継続して行います。結果内容について早急に検討し運営改善に役立てるようにします。



②要望への対応方針

- ・寄せられた要望を分析し、対応できる要望と県との協議が必要な要望に分けた上で対応します。

